

覚

書

防衛施設庁施本第1386号
建設省河政発第48号
建設省道政発第35号

昭和52年6月18日

防衛施設庁次長 安斉 正邦

建設省河川局長 梅野 康行

建設省道路局長 浅井 新一郎

建設省及び防衛施設庁は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）に関し、次のとおり了解する。

- 1 防衛施設庁は、返還される施設・区域（既に返還されているものを含む。以下同じ。）内の土地について、各筆の土地の境界が現地に則して確認された場合において、当該土地に所在する道路で、現に公共の用に供されており、返還後も引き続き県道又は市町村道として存続する必要があると認められるものの敷地については第23条又は第24条の規定により措置することも含め、その権原の取得につき、道路管理者（道路管理者となるべき者を含む。）の要請により、同管理者との協議に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 防衛施設庁は、返還される施設・区域内の土地について、各筆の土地の位置境界が現地に則して確認された場合について、米軍が施設・区域内に設けた堤防、護岸等の施設の敷地及び河川の付替を行った場合の河川敷で、基地が返還された後も引き続き存続させる必要があると認められるものについては、上記道路敷の取扱いに準ずるものとする。